


所属部門	地域・文化	
研究分野	刑事法学	専門分野 刑事政策, 少年司法手続
	川畑 弥生 助教 一般科目教室(人文社会科学系) 法学研究室 kawabata@fukui-nct.ac.jp	キーワード 修復的司法, 少年司法手続, 社会内処遇
		所属学協会・研究会 日本公共政策学会, 更生保護学会

研究テーマ

【犯罪被害者と加害者による対話の効果検証】

現行の刑事司法手続や少年司法手続の目的は、
①真実の解明と②罪を犯した者に対して罰を科すことが、その主たる目的です。

そのため、犯罪被害者は事件の関係者であるにも関わらず、当事者として刑事司法手続に関わることができず、「国家」と「加害者」という構図で手続が進められてしまいます。

「修復的司法」は、そこに犯罪被害者が参加し、被害者の救済や癒しに効果のある取り組みとして、主にヨーロッパ諸国、アメリカ、オセアニア諸国等で実施されています。

日本においても、警察主導のパイロット事業やNPOでの取り組みは行われておりますが、効果の検証は十分に行われておりません。

日本で実施した場合の効果について検証するとともに、教育現場で生じる問題の1つである「いじめ」や「非行」といった諸問題への応用と実践が研究課題です。



図1 対話による解決のアプローチフロー図

地域貢献の実績と提案

2014年から、NPO法人「対話の会」で活動しております。